

令和2年度4月 日置市農業委員会総会議事録

令和2年4月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度4月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について (12件)  
議案第2号 農地法第4条許可申請書審議について (2件)  
議案第3号 農地転用事業計画変更申請書審議について (2件)  
議案第4号 農地法第5条許可申請書審議について (17件)  
議案第5号 農用地利用集積計画審議について (56件)  
議案第6号 非農地証明願出書審議について (3件)  
議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断審議について (2件)  
議案第8号 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出審議について (1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

- |                   |           |            |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治  | 3番 楠 眞憲    |
| 4番 重水 賢治          | 5番 日高 格一  | 6番 池田 澄弘   |
| 7番 野元 政博          | 8番 横山 義晴  | 9番 迫 千穂子   |
| 10番 末永 義弘         | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男          | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣  |
| 16番 奥 和俊          | 17番 濱村 義美 | 18番 池畑 正治  |
| 19番 今屋 政市         |           |            |

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

- |           |            |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 20番 南 宏機  | 21番 <欠員>   | 22番 東峯 満  | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安  | 26番 瀧間 隆男 | 27番 山下 浩二 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広  | 30番 有馬 修一 | 31番 上野 勉  |
| 32番 肥後 博  | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 |           |

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- |        |       |           |       |
|--------|-------|-----------|-------|
| 事務局長   | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 石塚 健一 |
| 農地調整係長 | 小園 和仁 | 農業振興係     | 内 智富美 |
| 農地調整係  | 梶村 海斗 |           |       |

( 開会 9時00分 )

会長

ただいまから、令和2年度4月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、推進委員が14名出席しております。

それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、17番「濱村 義美」委員と、18番「池畑 正治」委員を指名させていただきます。

次に、日程第2、議案第1号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の1頁から22頁をご覧ください。12件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は154,061㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,853㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,369㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は18,538㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,176㎡、作物は水稲です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,874㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は25,505㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,461㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は551㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,909㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,109㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は351㎡、作物は野菜です。

なお、番号4と番号5の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は19,253㎡、作物は野菜及び水稲です。

以上、計12件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

現地調査委員の報告を3番から順次お願ひします。

3番

議案第1号の番号1について報告いたします。

令和2年4月20日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第1号の番号2について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第1号の番号3について報告いたします。

令和2年4月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第1号の番号4と番号5は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和2年4月21日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地と耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第1号の番号6について報告いたします。

令和2年4月20日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第1号の番号7について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の濱村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第1号の番号8について報告いたします。

令和2年4月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第1号の番号9について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第1号の番号10について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第1号の番号11について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第1号の番号12について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

19番 番号3の3番目の申請地が、地目の登記が宅地で、現況が畑となっておりますが、登記が宅地の場

合、農地として使用していいのかお尋ねします。

事務局 地目で何であれ、農地法は現況主義ですので、地目が宅地でも農地として耕作していれば、農地台帳に記載することとなり、農地法の適用を受けることになります。

会長 よろしいですか。

19番 はい。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 他に質疑がございませんので、議案第1号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第2号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、農業用倉庫及び駐車場です。

次に、番号2の転用目的は、一般住宅及び農業用倉庫です。申請地は、一般住宅転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、建物の配置及び農業用倉庫スペースを確保するため、今回の申請面積となったものです。また、湯之元第一地区土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積650㎡です。

以上、計2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

8番 議案第2号の番号1について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第2号の番号2について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

これは、先程説明がありました都市計画区域内で基盤整備済みでありました。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件で、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第2号のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第2号のすべての案件について許可することに決定いたしました。

会長 次に、日程第4、議案第3号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、議案第3号の番号1と議案第4号の番号9の案件は関連があります。

また、議案第3号の番号2と議案第4号の番号13の案件も関連がありますので、それぞれ一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。

番号1は、議案第4号農地法第5条許可申請書審議の30頁、番号9と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、平成31年4月26日付指令日農委第5号6で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、計画者は個人で融資を借受ける予定で申請しておりましたが、建築資金繰りが困難となり、計画者の経営する法人名義で融資を借受けて倉庫・事務所を新築しております。

このようなことで、今回事業計画変更申請の承認及び農地法第5条申請の許可を得ようとするもので、権利種別は使用貸借権設定です。なお、始末書が付いております。

次に、番号2は議案第4号農地法第5条許可申請書審議の30頁、番号13と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、平成25年3月26日付指令農振第5号1249で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、計画者は個人で資材置場として計画しておりましたが、土木業縮小により事業地として不必要となり、事業継承者が当該申請地を、隣接地と一体的に事業用地として利用することとなったため、今回事業計画変更申請の承認及び農地法第5条申請の許可を得ようとするもので、権利種別は所有権移転です。

以上、計2件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第3号の番号1、議案第4号の番号9については、一括して報告いたします。

令和2年4月21日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5

条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第3号の番号2、議案第4号の番号13については、一括して報告いたします。  
令和2年4月23日、私と副の松崎弘安委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号の2つの案件と、関連する議案第4号の番号9及び番号13の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第3号の2つの案件と、関連する議案第4号の番号9及び番号13の案件について許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第4号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

議案第3号で一括審議・許可を決定した番号9と番号13の案件を除く15件の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁をご覧ください。15件です。

番号1の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は貸借権設定です。

番号2の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、資材、車両置場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、キャンプ場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、法面、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、砂採取場、権利種別は貸借権設定です。

番号11の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号12の転用目的は、資材置場、権利種別は貸借権設定です。

番号14の転用目的は、駐車場、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号15の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号16の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号17の転用目的は、工事車両、資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。

なお、番号6及び番号7は、転用済みのため、始末書が付いています。

番号7については、昨年7月の大雨災害により、自宅への進入路まで崩壊する危険性があったため早期の復旧をなされております。

番号8については、一般住宅転用事業妥当面積の概ね500m<sup>2</sup>を超えている理由について、家庭菜園、来客用駐車場を確保するため、今回の申請面積となったものです。

番号10については、一時的な利用に供する一時転用です。砂利採取法の認可と同時許可になり、1年ごとの更新となります。

番号12、番号17は工事に伴う一時転用です。

以上、計15件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第4号の番号1について報告いたします。

令和2年4月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第4号の番号2について報告いたします。

令和2年4月17日、私と副の有馬委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第4号の番号3について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第4号の番号4について報告いたします。

令和2年4月18日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1ha



と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第4号の番号5について報告いたします。  
令和2年4月18日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3ha  
と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第4号の番号6について報告いたします。  
令和2年4月18日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3ha  
と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第4号の番号7について報告いたします。  
令和2年4月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3ha  
と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。  
なお、始末書が付いておりました。

7番

議案第4号の番号8について報告いたします。  
令和2年4月21日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 13番 議案第4号の番号10について報告いたします。  
令和2年4月1日、私と副の濱村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
一時転用の妥当性は、妥当です。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第4号の番号11について報告いたします。  
令和2年4月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第4号の番号12について報告いたします。  
令和2年4月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
一時転用の妥当性は、妥当です。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 16番 議案第4号の番号14について報告いたします。  
令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第4号の番号15について報告いたします。  
令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第4号の番号16について報告いたします。  
令和2年4月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第4号の番号17について報告いたします。  
令和2年4月20日、私と副の肥後委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
一時転用の妥当性は、妥当です。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第4号の15件の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑ございませんので、議案第4号の15件の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数ですので、議案第4号の15件の案件について許可することに決定しました。ここでしばらく休憩をいたします。次の会議を10時15分からといたします。

[休憩]  
会長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、日程第6、議案第5号農用地利用集積計画審議を議題といたします。  
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。  
横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 52頁の番号14、番号15、農地中間管理機構分として59頁の番号15です。貸借です。  
これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。  
面積について、田は2,637㎡、畑は4,323㎡、計6,960㎡、うち再設定面積は5,756㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。  
続いて、農地中間管理機構分です。  
面積について、田はなし、畑は1,406㎡、計1,406㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。  
議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑ございませんので、議案第5号の横山義晴委員が関係する番号14と番号15及び農地中間管理機構分の番号15の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数ですので、議案第5号の横山委員が関係する番号14と番号15及び農地中間管理機構分の番号15の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
横山委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]  
会長 次に、濱村義美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 54頁の番号25です。貸借です。  
これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。  
面積について、田はなし、畑は1,406㎡、計1,406㎡、うち再設定面積は1,406㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。  
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。  
議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第5号の濱村委員が関係する番号25の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第5号の濱村委員が関係する番号25の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 55頁の番号31です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は404㎡、計404㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第5号の永野委員が関係する番号31の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号の永野委員が関係する番号31の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 次に、農地中間管理機構分の日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分の59頁の番号13です。貸借です。

これにつきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は1,326㎡、畑はなし、計1,326㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第5号農地中間管理機構分の日高委員が関係する番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号農地中間管理機構分の日高委員が関係する番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
日高委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 議案第5号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の49頁から59頁です。貸借です。

面積について、田は34,259㎡、畑は9,246㎡、計43,505㎡、うち再設定面積は30,339㎡、利用権設定件数は32件、うち再設定件数は22件です。

続いて、農地中間管理機構分です。

面積について、田は5,244㎡、畑は5,037㎡、計10,281㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は16件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

何かご質疑等ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第5号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第5号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長

次に、日程第7、議案第6号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の60頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した道路です。

番号2は、20年以上経過した宅地です。

番号3は、20年以上経過した道路及び宅地です。

なお、番号1は、顛末書がついております。

以上、計3件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

11番

議案第6号の番号1について報告いたします。

令和2年4月21日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第6号の番号2について報告いたします。

令和2年4月20日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第6号の番号3について報告いたします。

令和2年4月20日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地及び道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第6号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第6号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の64頁をご覧ください。

議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についてであります。

申請分で、畑2筆3,859㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断いたしました。

現地につきましては事務局で調査をしております。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第7号のすべての案件については、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第7号のすべての案件については、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第8号「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の65頁をご覧ください。

議案第8号日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選出について説明させていただきます。

本案は、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員規程第3条第4項の規定に基づきまして、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任を求めるもので、日置市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条の規定に基づき、日置市農地利用最適化推進委員の候補者の評価を行うため、提案するものであります。

資料66頁をご覧ください。

規則・規程の抜粋であります。日置市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条により、推薦及び応募した者について、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会での評価を行うと定められております。

同規則第10条では、候補者評価委員会の評価の結果に基づき、農業委員会総会において推進委員を決定し、委嘱すると定められております。

候補者評価委員会の委員構成は、日置市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程第3条に定められておまして、第1項で、委員会は委員長、副委員長及び委員を持って組織され、第2項で、

委員長は農業委員会会長、第3項で、副委員長は農業委員会会長代理をもって充てるとなっております。

第4項で、農業委員会の総会で選出された農業委員会の委員を持って充てるとなっております。これに基づきまして、総会議案として提出させていただき、評価委員会の委員長、副委員長以外の評価委員の選出を求めるものでございます。

ここで、事務局の選出方法の案をご紹介させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

議場 [質問・意見等なし]

事務局 事務局案の選出方法案でございます。事務局としましては、前回の平成29年度と同様に、会長、会長代理を含めまして、地域代表の農業委員である伊集院地域代表の馬場会長、吹上地域代表の田原会長代理、東市来地域代表の池田委員、日吉地域代表の野元委員の計4人と、この4人以外に各地域から1人ずつ選出していただきまして、合計8人の方で評価委員会委員として、選出していただきたいと考えております。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします

会長 はい、評価委員会の委員選出方法について、ただいま事務局長の方から説明がありましたが、何か質問等はございませんか。

前회가、代表者4人でという話もありましたが、4人だけでは心許ないということで、さらに4人含めて、8人選出されたということでありましたが、今回も8人選出してはどうかという説明でありましたがいかがでしょうか。ご意見等ないでしょうか。

13番 事務局の説明のとおりでよろしいのではと思います。4人では少なく心許ない、それに各地域から1人ずつ選出すれば、合計8人になるので、よく意見も出るであろうし、目も行き届くのではないだろうかと思ひます。

会長 そうひいうことで、皆さんよろしいでしょうか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 それでは、評価委員会の委員は、会長、会長代理を含めた地域代表農業委員の4人と、各地域から1人選出し、計8人とすることに決定をいたします。

会長 それでは、ここでしばらく休憩し、その間に、それぞれ地域の農業委員ごと集まり、評価委員会委員1人の選出をお願ひします。

それでは、しばらく休憩します。

議場 [地域ごとに選出]

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各地域から評価委員の報告がありましたので、事務局から報告を求めます。

事務局 まず、地域代表委員である馬場会長、田原会長代理、東市来地域代表の池田委員、日吉地域代表の野元委員の4人と、東市来地域が奥委員、伊集院地域が山口委員、日吉地域が迫委員、吹上地域が今屋委員の4人、合計8人の評価委員です。

会長 ありがとうございます。以上で本日のすべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願ひします。

2番 これで、令和2年度4月総会を閉会します。

( 閉会 10時55分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 ..... (印)



17番 ..... ㊟

18番 ..... ㊟